882 岡野学長薨去

〔『法学新報』第36巻1(⒀)号─大正15年1月1

日

○岡野学長薨去

親 中 られたる程なりしと云ふ而も其後数日間は落付かれたるも夫よ 数間を昇ほらるる際なと長時間を費やし急速を重ねて漸く達せ 似す極めて低声にて満堂に徹底せす同人は窃に先生の健康を気 稍々長時間に亘り懇切なる挨拶を述へられたるか先生の平生に 催せられたる中央大学学員総会当日は全く病を押して出 思はしからさる有様となられ去る十一月十四日帝国ホテルに開 に薨去せられたり先生は政界退隠後一昨年秋冬の交より兎角健 後静養の為め大磯に寒を避けられたる所既に新橋駅プラットホ 遣ひたることあり其後先生は一回枢密院会議に出席せられたる 参拝に赴かれ帰京後稍ゝ とも見受けられす殊に枢密院副議長任官後伊勢大廟及桃山神宮 れす遂に肺気腫に襲はれたるか先生平生の元気にて余りに大患 康思はしからす静養に努められつつありしも昨春以来は一 の方々は昼夜看護に努力せられたれとも如何せん老齢のこと -旬には既に頗る危険の形勢に陥ゐられ隆子夫人及家族其他近 -央大学学長法学博士岡野敬次郎男爵は旧臘 病勢頓に加はられ心臓の弱衰、 ム迄の歩行に多大の困難を感せられ亦同地の別邸門前の急坂 快方の模様ありしも寒気に向ひて復た 腎臓の障碍等出て来り十二月 一十三日病の 層勝 為め

崎敬義、 岡實、 太郎、 正之、 片山 太 所岡野家にては故人平生の簡素なる主義を貫く為め固辞せられ 葬儀は和田彦次郎氏委員長と為り総務係は矢野恒太、 不幸を見るに至りたる次第にて同大学にては校葬を熱望したる はる大磯に見舞ひ切に先生の全快を祈りたるも其効なく遂に此 井卓藏博士、 切り看護に努められ又同馬場愿治博士、 中 二上兵治、 「義勝、 井 旬先生の病革まるや中央大学理事馬場鍈一 村上恭一の諸氏、 金井延、 窪田靜太郎、 上準之助、 前原藤一 牛塚虎太郎、 同幹事天野德也其他教職員及出身諸氏は交はる交 南弘、 村上恭一、 郎の諸氏、儀式係は馬場鍈一、鹽谷恒太郎 土方寧、 Щ 花井卓藏、 田三良、 渡部信、 接待係は宮田光雄、 品川主計、 田部芳、 美濃部達吉、 矢作榮藏、 篠原三千郎、 服部金太郎、 石坂泰三、 同佐藤正之、 馬場愿治、 松本烝治、 青山 博士は大磯に詰 黑崎定三、 一衆司、 高木陸郎、 橋本圭三郎 同監事花 栗原廣 尾

開始、 外には大学職員、 告別式に移る約一時間に亘り会葬するもの引きも切らす二千名 部俊吉、 也、 村井銀行角を右に中央大学に進まれたるか校舎の前通両側 過さるることと為り斎場を発し青山通りを右へ電車線路に沿 始し諷経、 節氏未亡人、遺族其他親族及最も縁故深き人々著席の上式を開 れたる生花、花輪其他を以て装られたる祭壇に安置せられ喪主 山墓地通り入り定刻斎場に到著したるか此時既に多数の葬儀参 通りに出て左へ青山 委員等の自働車十台相連りて六本木の本邸より出棺、 記しある銘旗を先頭に迎僧、 定せられ当日定刻に至るや従二位勲一等男爵岡野敬次郎之柩と 十六日午後零時十五分出棺、 山 赤坂見附を経て三宅坂を左へ五番町英国大使館前を右に乾門前 朗 一百余名参列し門前に生花を供へ焼香所を設け弔旗並に黒幕を ②数に上り三時霊柩は特に中央大学に告別の為め校舎前を通 「義勝、 -央大学学生及 、者先著し居りて迎へ直に霊柩は宮中を始め各方面より供 読省略)、 古仁所豊、 橋に出て神保町を過きり電車交叉点を右に折れ小川 午後二時より三時まで一般会葬者告別式挙行のことに決 三宅德業、 加納友之介、 往生咒、 茶 齋藤力、 [茶] 一般学員二千余名整列して霊柩を迎 教授、 佐竹三吾、 棺前念誦、 一丁目御所前を右へ青山通三丁目を左折青 毘回向の順序にて二時終了、 木村通、 大学評議員、学員会理事評議員の諸氏 豊 田 霊柩、 同三十分青山斎場著同五十分葬儀 収の諸氏、 豊田収の諸氏夫々其任に就き二 村上恭一の諸氏、 奠茶引導、 喪主附添、 記録係は中西清 大導師引導、 家族、 会計係は美濃 夫より一 へ校門の内 右に電車 委員長及 弔 片

実 駿河台戸 桐ヶ谷火葬場に至り形の如く茶 学生監学生を代表して一斉に焼香し其終るや一同礼拝して霊柩 以 努力に因る所大なりとす同大学は最近益々発展の勢に在り神田 大学経営の為め拮据鞅掌せられ同大学の今日に在る誠に先生 正六年十月学長となり大正十二年九月其文部大臣に任せられ 月中央大学社員に推され四十五年七月中央大学理事に当選し大 より以来永く子弟を教育せられたるのみならす明治三十七年一 は明治二十年中央大学の前身英吉利法律学校に教鞭を執られ 学より一対、 数に上り故人の高徳を偲ひつ、夜を明かし葬儀当日は霊前に大 を理事室内に祭り焼香通夜を為すこととし両夜共参拝者頗る多 央大学にては二十五及六の両日学校関係者相寄り故学長の肖 は永く翠松碧杉滴る許りなる斯の霊境に鎮まり玉ふ嗚呼哀哉 は二十八日午前十時新に選まれたる谷中墓地に埋葬せられ英霊 り夫より霊柩は送僧に従ひ喪主、 に告別す其森厳悲痛譬ふるに物なし斯くて霊柩は徐々として発 ん両馬場、 十数台の自働車に護られて神田橋経由、 旦 て門扉を装り霊柩の正面に停車さるるや馬場愿治理事 稻田周之助博士教授を、卜部喜太郎氏学員会を又出羽重 設備の完成に趨かんとする際先生は其成を見すして溘逝 神田区役所跡左へ電車通右へ消ゆる迄一 辞せられたるも十三年一月桂冠以来再ひ学長として中央 田伯邸跡を購入し新校舎を建築して移転し内容の充 教授一同及実業同窓会より一対の生花を供ふ先生 佐藤、 天野、 三浦の諸氏火葬場迄随従し尚ほ遺骨 _ 茶] 家族、 毘に附せらる中央大学よ 親族、 高輪通二本榎を過き 同熱心に拝送した 委員長及委員等 大 学

上り茲に一々掲載し兼ぬるを以て省略することとせり地の学員諸氏より大学に宛て弔辞弔電を発せられたる者多数に代表して左の弔辞を霊前に捧けられたり因に訃報の伝はるや各大学を代表して巻頭に掲くる弔辞を又卜部喜太郎氏は学員会を大学をでした。

嗚呼旻天無情何そ夫れ我か岡野先生を奪ふの爾く急なるや吾 拝すへからす彼を念ひ是を思ひ情迫り感極り悵々として言は 亡し吾儕後生夫れ将た誰に従て教を請はんや嗚呼浮世は夢 く一脈の士風を学界に繁くことを得たりと雖も先生今や則ち 共に凋落す頼に我か岡野先生の在るあり師道由て以て立ち克 きを憾み此輩滔々相率ゐて名利を趁ひ篤厚真率の君子儒年と 篤学の士に乏しからす縦横権変の徒に至りては寧ろ其数の多 徳化に負ふこと亦甚た大なりと為す惟ふに方今世上必すしも 中央大学一種崇高の学風を有する所以のもの冥々の間先生の す洵に是れ学徳共に高く至誠神に通するの致す処にして我か 蘭薫を為し然かも亦諄々提撕必す有用の才を済さすんは已ま に厚く其世に処し人に接する一に至誠を以てし其間毅然犯す の品性人格の高潔玲瓏なるに推服す先生篤実温潤義に勇み情 面に及ひ其功業は録して方策に存し而して吾儕同人最も先生 儕同人俄に此凶事に遭ひ哀愁胸臆を衝き徒に人生の無常を嗟 へからさるの風節を具ふ一たひ先生の室に入れは春風和煦芝 し天道の是非に惑ふのみ嗚呼悲哉先生の教化は遍く朝野の全 んと欲する所を卒へす嗚呼悲哉 人生は朝露、 先生の温容徒に眼前に髣髴し高風終に再ひ

大正十四年十二月二十六日

弔辞は左の如し尚ほ当日中央大学学生代表として北川外松氏か霊前に捧けたる

中央大学学員会総代

ト部喜太郎

先生の国家に貢献して立法に、行政に、 是れ生等門下子弟の私情のみにはあらさるなり之を是れ天下 等をして茫乎として津梁に迷はしむ夢耶将真耶嗚呼哀哉而 彬として出つ然るに旻天何そ夫れ無情なる俄に先生を奪ひ生 励 富む先生の我中央大学にあるや創設以来実に四十年、 先生天資温厚にして剛毅、廉潔にして至誠、学識高く経綸に 奠を以て謹みて学長岡野敬次郎先生の霊柩の前に伏して哀悼 維時大正十四年十二月二十六日中央大学学生 たり生等哭して慟せさらむとするも豈夫れ得へけんや たる偉勲は赫々として人の耳目に在り今や国家多事、 国家に観る先生の死は真に千載の一大恨事たらすんはあらす るる慈愛を極め恰も慈父の如し輙ち校運鬱として興り人材彬 の辞を奉る痛恨の極悲愁の至鳥そ克く文することを得んや 家社会の損失果して如何そや嗚呼泰山は頽れたり梁木は壊 循循誨へて倦ます其の学を授くる懇切を尽し其の教を垂 人材を需むる最も急なる時に当りて一世の泰斗を喪ふ国 教育に至誠を傾倒 一同清酌庶羞 耆老凋 夙夜精

は一字一涙下り一句一血流る善く読むこと能はさるなり嗚呼何そ勝へむ恭く霊柩の前に伏して哀悼の辞を陳へんと欲すれ懐すれは音容髣髴として目睫に在り而も今や則ち亡し矣痛恨嗚呼先生何そ遽に斯世を捐てて道山に帰せらるるや高風を追

哀哉尚饗

大正十四年十二月二十六日

中央大学学生総代 北川 外松

任し奏任官五等に叙せられたるか爾後に於ける閲歴は左の如 治十二年東京大学予備門に入学十九年法科大学を卒業、 先生の家は累代旧幕臣にして慶応元年九月江戸に生れ長して明 にて二个年研究を継続せられ同二十一年七月法科大学助教授に 官二等、 年一 明治二十三年十月文官高等試験委員被仰付、 戒予備委員被仰付、 員被仰付、 試験臨時委員被免、 同七月依願免兼官、 草整理に従事し勤務不尠に付勲四等旭日小綬章を授け賜 官高等試験臨時委員被仰付、 同叙正五位、 商務省参事官、 付 商 月帰朝、 逸国へ留学を命す、 等試験委員被免、 法講座担任を命す、 月叙正七位、 同四月農商務省文官普通懲戒委員を命す、 同陞叙高等官五等、 同十二月任法科大学教授、 同十二月法典に関する政府委員被仰付、 同三月学位令第二条に依り法学博士の学位を授 同五月法典に関する政府委員被仰付、 同叙高等官二等、同四月省令審査委員を命す、 同三十年十二月法典に関する政府委員被仰 同二十四年八月法学修業として満三个年独 同三十二年二月農商務省所管事務政府委 同十一月兼任農商務省参与官、 同二十六年非職を命す、 同六月文官高等試験臨時委員被仰付、 同く法典調査会委員被仰付、 同三十一年三月叙従六位、 同法典調査会委員の職を奉し起 同く叙高等官六等、 同二十八年十 同十二月文官高 同文官高等懲 同文官高等 同叙高等 同六月文 同兼任農 同二十九 大学院 同く

被仰付、 等、 仰付、 等官 等試験臨時委員被免、 仰付、 官 評議員を命す、同三十九年 掛被仰付、 等官二等、 二月法典に関する政府委員被仰付、 特許代理業者試験委員長を命す、 同叙高等官一等、 法典に関する政府委員被仰付、 京帝国大学評議員を命す、 委員被仰付、 る政府委員被仰付、 同三十四年六月文官高等試験臨時委員被仰付、 所管事務政府委員被仰付、 十月依願免兼農商務省官房長、 を命す、 文官高等試験常任委員被仰付、 高等試験臨時委員被免、 等、 同三十八年六月叙勲三等授瑞宝章、 同三十六年四月法典調査会残務取扱を嘱託す、 等、 同十一月農商務省所管事務政府委員被仰付、 同三月政務調査委員被仰付、 同三十五年一月陞叙高等官三等、 同五月兼任農商務省参事官農商務省官房長、 同政府委員被仰付、 同法制局第一部長を命す、 同文官高等試験臨時委員被免、 同三十三年六月文官高等試験臨時委員被仰付、 同十月政務調查委員被免、 同兼任東京帝国大学法科大学教授、 同免兼官、 同十二月陞叙高等官四等、 同十二月農商務省所管事務政府委員 同十二月法典に関し政府委員被 同法典に関する政府委員被仰付 月任法制局長官兼内閣恩給局長 同捕獲事件損失補償調査会委員 同外交官及領事官試験委員被 同兼任法制局参事官、 同十一月帝室制度調査局 同三十七年八月陞叙高等官二 同 同四月文官高等懲戒予備 同四月商法第一講座担 八月関税訴 同政府委員被仰付、 同十月東京帝国大学 同依願免兼官、 同十二月農商務省 同二月法典に関 同十一月文官 願審查委員被 同三十三年 同十二月 同文官高 同高等 同叙高 同 同 叙 同 同

被仰付、 仰付、 従四位、 学評議員を免す、 叙高等官二等、 三月皇室令整理委員被免、 文官高等試験臨時委員被仰付、 四十二年六月文官高等試験臨時委員被仰付、 同十二月貴族院令第一 官高等試験委員長被免、 同三十九年四月三十七八年従軍記章授与、 事件調査委員長を命す、 等懲戒委員任期満了再ひ同委員被仰付、 扱被仰付 四十年二月叙勲二等授旭日重光章、 月南満洲鉄道株式会社設立委員被免、 規程第二条に依り勅旨を以て帝国学士院会員被仰付、 七月南満洲鉄道株式会社設立委員被仰付、 長被仰付、 長被仰付、 本官並兼内閣恩給局長専任東京帝国大学法科大学教授、 查局残務取扱被免、 『員救済組合審査会議長を命す、同文官高等懲戒委員被仰付 同叙高等官 同四十一年 同四月兼任宮中顧問官、 同文官高等懲戒委員被仰付、 同文官高等試験常任委員被免、 同五月法律取調委員被仰付、 同補高等捕獲審検所評定官、 同九月文官高等試験委員長被仰付、 一 等、 同六月外交官及領事官試験委員被仰付、 一月皇室令整理委員被仰付、 同東洋拓殖会社設立に関する調査委員長 一条第四項に依り貴族院議員に任す、 同兼任東京帝国大学法科大学教授、 同臨時仮名遣調査委員会委員被仰付 同八月依願文官高等懲戒委員被 同八月任法制局長官兼内閣恩給局 同四十四年二月叙正四位、 同叙高等官 同帝室制度調查局残務取 同政府委員被仰付、 同三月依願東京帝 同五月戦時処分求償 同十二月政府委員被 同文官高等試験委員 同四十一年七月免 同九月帝国学士院 同三十九年一 同四十三年六月 一等, 同帝室制度調 同鉄道院 同文官高 同 月叙 同文 十二 同 同

> 給局長、 被仰付、 陞叙高等官一等、 座分担を命す、 東京帝国大学法科大学教授、 等懲戒委員被仰付、 官高等試験委員長被仰付、 同十月商法第一講 同十月京都行幸供奉被仰付、同五年四月任行政裁判所長官(親 同六月文官高等懲戒委員被仰付、 を命す、 を命す、 月依願免宮中顧問官、 十二月依願免本官並兼官、 員選挙法改正調査会委員被仰付、 五年共通法規調査委員長被仰付、 等授瑞宝章、同三年三月授旭日大綬章、 同十一月依願文官高等試験委員長被免、 同九月任行政裁判所長官、 同叙高等官一等、 同 八月評議所評議員を命す、 同十一月大礼使参与官被仰付、 同臨時制度整理局委員被仰付、 座担任を免し 同四月共通法規調查委員長被仰付、 同七月鉄道院職員救済組合審査会議 同政府委員被仰付、 同特に親任官の待遇を賜ふ、 同二年二月任法制局長官兼内閣 同叙高等官一 同講座分担を命す、 大正元年七月大喪使事務官 同政府委員被仰付、 同四年四月大礼使参与官、 同叙高等官一等、 同政府委員被仰付、 等、 同四月叙従三位 同三月文官高 同評議会々員 同商法第一 同衆議院 同十二月叙 同十二月 同四 同 .兼任 同 同 講 同 文

正三位、章授与、

同十一月帝室制度審議会委員被仰付、

同四年十一月大礼記

同叙高等官

等、

任

同兼任東京帝国大学法科大学教授、

委員会委員被仰付、

同九年六月文官高等懲戒委員被仰付、

同

同十一年三月依願教育評

同七月文官高等懲戒委員

同七月臨時法制審議会委員被仰付、

同十月臨時教

同六年六月文官高等懲戒委員被仰付、

同

八年五月

叙

十年七月教育評議会会長被仰付、

会会長被免、

同六月任司法大臣

中央大学史資料集 第27集

賜ふ、 免、 時御歴代史実考查委員会委員被仰付、 依願免本官並兼官、 審議会委員被仰付、 授く、同十二年九月依願免本官、 会委員被仰付、 院副議長、 議会総裁被仰付、 令第十三条に依り勅旨を以て東京帝国大学名誉教授の名称を 同八月依願帝室制度審議会委員被免、 同十四年三月臨時法制審議会委員被免、 同願に依り貴族院議員を免す、同十二月文政審議 同特に親任官の待遇を賜ふ、 同十二月兼任農商務大臣、 同三月帝室制度審議会委員被仰付、 同任文部大臣、 同特に親任官の待遇を 同十二月帝国大学 同十月任枢密 同十三年一月 同臨時法制審 同帝都復興 同臨